

## □阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた自衛隊の 災害派遣に係る各種の措置について

防衛庁  
防衛局運用課

### はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、自衛隊は約100日間にわたる災害派遣活動を実施し、その規模は自衛隊創隊以来の最大の災害派遣活動となりました。

阪神・淡路大震災における災害派遣活動の教訓を踏まえ、今後の自衛隊の災害派遣の円滑かつ効果的な実施のため、各種の措置を講じてきたところですが、今回はこれらの施策について紹介します。

### 1 地方公共団体との連携の強化

自衛隊の災害派遣は都道府県知事等からの要請を受けて実施することが最適であることから、その更なる円滑化のためには地方公共団体との緊密な連携の確保が重要であり、特に自衛隊と地方公共団体との共同の実践的な防災訓練の積極的な推進を図っていくことが重要であるとの認識の下、次のような措置を講じています。

#### (1) 政府の防災基本計画の改正

阪神・淡路大震災における教訓を踏まえ、

平成7年7月に新たな防災基本計画を中央防災会議において決定し、この中で自衛隊と地方公共団体との連携について具体的な規定を設けました。都道府県等と自衛隊は平常時から連携体制の強化を図ること、都道府県は派遣要請のための窓口を取り決めるなど必要な準備を行うこと、自衛隊への派遣要請を行う分野について平常時から想定を行うことなどとしています。

#### (2) 地方公共団体との防災訓練の推進

阪神・淡路大震災以降、災害応急対策における自衛隊の役割が重視されてきたこともあり、自衛隊は平成7年度からすべての都道府県・政令指定都市の総合防災訓練に参加しているほか、水防訓練等の各種の防災訓練に対しても地方公共団体からの要請を受け積極的に参加しています。

#### (3) 災害派遣要請手続の簡素化

都道府県知事等は全般的な被害状況等を掌握し得る立場にあることから、部隊等に災害派遣を要請しようとする場合には、都道府県知事等は災害の情况及び派遣を要請する事由等を明らかにすることが求められています。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、都道府

県知事等の要請が迅速に行われるよう、平成7年10月に自衛隊法施行令の改正を行い、災害派遣を要請する場合に明らかにすべき事項を簡素化しました。

(4) 市町村長による都道府県知事に対する  
自衛隊の災害派遣の要請の要求等

平成7年12月の災害対策基本法の一部改正により、市町村長は都道府県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができることとされ、この要求ができない場合は、その旨及びその市町村の災害の状況を防衛庁長官等に通知することができることとされました。

(5) 災害応急対策に係る警察、消防との協定の締結

自衛隊は、これまで多くの災害に際して警察及び消防と相互に協力しつつ救援活動を行い、全体としての救援活動が最も効果的に機能するよう配意してきたところですが、これまでの経験を踏まえて、大規模災害等に際してのより迅速かつ円滑な応急対策の実施に資するため、自衛隊と警察、消防との相互協力要領について明確にすることを目的として、平成8年1月に警察庁、消防庁と協力要領等についてそれぞれ協定を定めました。これにより、自衛隊と警察、消防の間で、①大規模災害等に際し、中央、現地の各レベルにおいて迅速かつ緊密な情報交換を行うこと、②現地での活動について相互に連絡調整すること、③自衛隊と警察との間で相互に救援部隊等の移動に関し必要な協力をを行い、自衛隊と消防の間では自衛隊が消防に救援部隊等の移動に関し必要な協力をを行うこと、④その他平素からの緊密な連絡調整を行うこと、を定めました。

## 2 いわゆる自主派遣の基準の明確化

自衛隊の災害派遣を円滑かつ効果的に実施するためには、災害の状況等について十分に把握し得る立場にある都道府県知事等から要請を受けて行うことが最適であり、いわゆる自主派遣についてはこれを補完する例外的な措置として行うものです。しかしながら、災害に際して、都道府県知事等と連絡がとれない場合等の事態が発生することも想定されますので、平成7年10月に防衛庁防災業務計画を修正し、いわゆる自主派遣に係る判断基準を明記しました。具体的には、災害に際し①関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること、②都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること、③自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること、④その他、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること、としています。

## 3 救援活動の円滑な実施のために必要な権限の充実

災害派遣を命ぜられた部隊等が現場において活動する際に、応急措置に係る権限について、その権限を行使し得る者が現場にいない場合が想定されます。そのため、人



写真1 人命救助活動の状況

命・財産の保護及び救援活動の円滑な実施という観点から、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に対し各種の権限を付与することとされました。

#### (1) 緊急通行車両の通行の確保のための措置

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、平成7年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行っていない場合に限り、警察官と同様に、都道府県公安委員会が指定した区域又は道路の区間において、自衛隊の災害応急対策を実施する



写真2 被災者とのふれあい

車両の円滑な通行の確保のため、通行の妨害となっている車両等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じ、又は自らが当該措置をとることができることとされました。

#### (2) 警戒区域の設定等

平成7年12月の災害対策基本法等の一部改正により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者がその場に行っていない場合に限り、①警戒区域を設定し、立入制限・禁止、退去を命ずること、②他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること、③現場の災害を受けた工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること、④住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること、といった権限を行使することができることとされました。

## 4 情報収集・伝達の迅速化・効率化

円滑かつ効果的な救援活動の実施のためには、初動段階における情報収集・伝達の適切な実施を図ることが極めて重要であり、防衛庁としても、震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該地震発生地域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機を使用して、当該地震の被害に係る情報収集を実施する(いわゆる自主派遣にあたる)とともに、情報収集により得られた情報は、速やかに内閣総理大臣等に報告することとしました。

## 5 災害派遣に係る装備品等の充実

救援活動を一層効率的に実施するため、平成7年度において、リアルタイムで映像情報を伝達し得るへり映像伝送装置、カッターやジャッキなどを備えた人命救助システム、輸送用車両、防災用無線機の整備等を行いました。平成8年度も引き続き輸送用車両等の整備を行っています。

## 6 陸上自衛隊南関東地域震災災害派遣計画の見直し

陸上自衛隊は、海上自衛隊及び航空自衛隊の支援を受けつつ、地方公共団体の協力

を得て、平成7年9月4日～8日の5日間にわたり平成7年度陸上自衛隊大規模震災対処演習を実施しました。本演習は、平成2年6月に策定された「陸上自衛隊南関東地域震災災害派遣計画」に基づく対処行動を演練・検証し、対処能力の向上を図るとともに、計画の改善・充実を図ることを目的としたもので、計画策定以来その準備を進めてきたところですが、阪神・淡路大震災の教訓をできるかぎりとりこむこととして実施しました。

現在、本演習の成果に基づいて、「陸上自衛隊南関東地域震災災害派遣計画」の見直し作業を行っています。

